

令和4年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和4年2月7日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 原 田 健 資	2番 武 澤 豪
3番 北 上 正 弘	4番 後 藤 修
5番 坂 東 重 夫	6番 藤 本 功 男
7番 笠 井 安 之	8番 中 野 厚 志
9番 笠 井 一 司	10番 川 人 敏 男
11番 檜 原 伸	12番 松 村 幸 治
13番 吉 田 稔	14番 森 本 節 弘
16番 木 村 松 雄	17番 阿 部 雅 志
18番 出 口 治 男	19番 原 田 定 信
20番 三 浦 三 一	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

6番 藤 本 功 男 7番 笠 井 安 之

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市 長 藤 井 正 助	副 市 長 町 田 寿 人
副 市 長 春 木 尚 登	教 育 長 高 田 稔
企画総務部長 坂 東 孝 一	市 民 部 長 矢 田 正 和
健康福祉部長 寺 井 加 代 子	産 業 経 済 部 長 岩 野 竜 文
建 設 部 長 川 野 一 郎	水 道 部 長 藤 野 芳 大
会 計 管 理 者 岩 佐 賢 二	教 育 部 長 石 川 久
危機管理局長 吉 川 和 宏	企画総務部次長 稲 井 誠 司
市 民 部 次 長 大 森 章 司	健康福祉部次長 小 松 隆
産 業 経 済 部 次 長 森 克 彦	建 設 部 次 長 高 田 敬 二
教 育 部 次 長 瀧 川 靖 治	教 育 部 次 長 森 友 邦 明
吉野支所長 伊 坂 好 史	土 成 支 所 長 相 原 繁 喜
阿波支所長 林 英 司	水 道 部 次 長 大 塚 清

農業委員会事務局長 松 村 栄 治

監査事務局長 野 崎 順 子

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪 尾 正

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 1 号 令和 3 年度阿波市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和 3 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 3 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 3 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 4 年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 4 年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 4 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 4 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 4 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 4 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 4 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 4 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 16 議案第 13 号 阿波市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 17 議案第 14 号 犬墓財産区管理会条例の制定について
- 日程第 18 議案第 15 号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 16 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 17 号 阿波っ子条例の制定について
- 日程第 21 議案第 18 号 阿波市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部改正に

ついて

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 吉野庄境集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 第 2 次阿波市総合計画基本構想の変更について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 2 6 報告第 1 号 債権の放棄について

午前10時00分 開会

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

ただいまから令和4年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、組合議会関係についてご報告申し上げます。

昨年の12月24日に徳島中央広域連合議会定例会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

次に、各種会合についてご報告申し上げます。

1月2日に令和4年阿波市成人式、5日に徳島中央広域連合消防出初め式、9日に阿波市消防団出初め式が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

徳島駅伝関係といたしましては、12月14日に阿波市選手団結団式、1月5日には阿波市選手団解団式に出席いたしました。

その他といたしましては、1月17日に阿波市防災会議、24日に徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例会に出席いたしました。

次に、監査委員から令和3年11月、12月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松村幸治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番藤本功男君、7番笠井安之君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（松村幸治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、1月31日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○議会運営委員長（阿部雅志君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和4年第1回阿波市議会定例会の運営協議のため、1月31日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開会いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日2月7日から3月2日までの24日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付してあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定しております。

2月17日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しており、2月18日、午前10時に開会し一般質問、2月21日、午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対する質疑、各委員会への付託を予定しております。

次に、2月22日は午前10時から総務常任委員会、2月24日は午前10時から文教厚生常任委員会、2月25日は午前10時から産業建設常任委員会を予定しております。

次に、3月2日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締切りは、明日2月8日正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者の協力をよろしく願いをいたしまして、報告といたします。

○議長（松村幸治君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から3月2日までの24日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から3月2日までの

24日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（松村幸治君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 改めまして、おはようございます。

本日、令和4年第1回阿波市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃は市行政全般にわたって格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

全国的にオミクロン株が急拡大しており、県内においても新規感染者数が最多を更新するなど、医療提供体制の逼迫や重症化リスクの高い方への感染が懸念されているところでございます。

本市では、先月18日、約4か月ぶりに新規感染者が確認され、その後においても憂慮すべき状況が続いております。特に30歳代以下の若い世代への感染確認が多く見られ、本市でも家庭内感染や子どもたちへの感染が確認されたことから、速やかに阿波市新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、小・中学校や放課後児童クラブなどに対しまして休業措置を講じ、感染拡大防止に万全を期しているところでございます。

市民の皆様におかれましては、感染拡大を防止するため、引き続きマスクの着用、手洗いや手指消毒、3密の回避など基本的な感染予防対策をお願い申し上げますとともに、感染が拡大している地域への移動は極力控えていただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

市民の皆様のご理解と阿波市医師会及び関係機関の皆様のご尽力により、今月3日現在、国の接種率が79%のところ、本市では87%の市民の皆様が2回目の接種を終えられております。これもひとえに市民の皆様や阿波市医師会、医療関係者の皆様のご理解とご協力のたまものでございまして、改めて心から感謝申し上げます。

また、3回目の接種につきましては、昨年末から医療従事者の皆様への接種を開始して

おりまして、続いて高齢者施設へ入所されている方や職員の皆様の接種を順次進めているところでございます。そして、高齢者の皆様への接種を今月13日から前倒しして開始することに伴い、昨年に引き続き市役所本庁をはじめ市内4か所において、今月2日、3日の両日に予約受付を代行する臨時窓口を開設し、同様に今月16、17日にも開設することで、市民の皆様の予約時のご負担を軽減してまいります。また、感染リスクの高い小・中学校の教職員、認定こども園や放課後児童クラブに勤務する方へ、本日7日から接種の前倒しを実施してまいります。

今後におきましても、県主催で実施する大規模集団接種を活用するなど、市民の皆様が安心して接種が受けられるようしっかりと取り組んでまいります。市民の皆様におかれましても、3回目の接種を積極的にご検討いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、令和4年度当初予算についてでございます。

令和4年度当初予算案につきましては、引き続き安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3つの柱をなお一層推進するための予算編成としておりますが、今後の厳しい財政運営に鑑み、歳出の見直しを徹底しながらも、これまで整備を行ってまいりました。幼保連携型認定こども園などのハード事業が一段落したことから、ソフト事業を中心とした施策を積極的に進めながら、幹線道路等のインフラ整備など必要な事業には十分な配分を行い、バランスを考えた予算編成を行ったところでございます。

このことから、予算規模につきましては、歳入歳出総額が188億9,600万円となり、前年度と比較して7,200万円、率にして0.4%の増となっております。

主な事業といたしまして、1つ目の柱である安全・安心のまちづくりでは、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の急拡大の中、3回目の追加接種を進めておりますが、令和4年度におきましても、ワクチン接種対策事業費約1億4,000万円を計上し、阿波市医師会や関係機関と連携して、円滑な接種を実施してまいります。

また、行政デジタルトランスフォーメーション推進事業といたしまして、子育てや介護、戸籍、税務システムの改修を行い、マイナンバー制度を活用していただくことで、市民の皆様の利便性の向上やサービスの迅速化を図ってまいります。

さらに、自治体の情報発信分野においても、デジタル化への対応は喫緊の課題であることから、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、SNSの活用や民間との連携を検討して



まいります。

次に、増加傾向にある認知症高齢者の徘徊による行方不明事案に対応するため、位置情報の見守りサービスを導入する利用者に対しまして、新たに費用の一部を支援するとともに、情報共有、連携ができる体制づくりを行ってまいります。

続いて、2つ目の柱である活力あふれるまちづくりでは、これまでも阿波市のイメージアップのため、プロモーション動画による情報発信や、移住・定住の促進のため、市営住宅跡地を利用した分譲地の整備を行ってまいりました。移住・定住者への新たな施策といたしましては、40歳以下の方が市内に住宅を購入した際に購入費用の一部を支援する阿波市で暮らそう住宅購入支援事業を開始いたします。

次に、（仮称）阿波スマートインターチェンジ設置事業につきましては、基幹産業である農業の維持発展、雇用の確保に直結する企業誘致の促進、観光基盤の形成、南海トラフ巨大地震等大規模災害に対する防災・減災といった課題解決につながる地方創生の起爆剤となる事業でございますので、早期の完成に向けて、用地費や物件補償費を中心に予算措置し、鋭意取り組んでまいります。

また、主要地方道県道鳴門池田線と県道船戸切幡上板線のバイパス道路である市道矢松田中線改良工事に積極的に取り組むとともに、長峰大橋、伊沢谷川橋の橋梁補修工事を行います。

次に、農業振興につきましては、継続的に農業用機械の導入や施設整備、販売促進活動に対しまして助成を行うほか、徳島インディゴソックス球団と連携して、公式戦ポスターの作成・配布、販売促進動画の配信などを通じ、阿波市産野菜をはじめとした市内の様々な魅力を情報発信してまいります。

次に、企業誘致につきましては、相談窓口や企業立地適地の調査などトータルにサポートするほか、本市に進出していただいております株式会社サンコー様、株式会社トマトパーク徳島様、西精工株式会社様に対しまして、企業立地促進助成金を交付し、これからもしっかりと支援してまいります。

最後に、3つ目の柱、子育て応援のまちづくりでは、これまで高校卒業までの医療費の無償化、小学校、中学校及び特別支援学校に入学する際の入学祝金支給事業、病児・病後児保育施設の拡充、中学校卒業時の義務教育修了祝金支給事業など、子育て世代の負担軽減に努めてまいりました。

教育・保育施設設備にも力を注ぎ、令和3年4月には大俣認定こども園の利用が始まっ

たことで、市内全ての小学校区において、幼保連携型認定こども園が整備されております。加えて、今年度は土成中央認定こども園の大規模改修工事を行っているところでございます。

また、放課後児童クラブの整備につきましても順次進めておりまして、現在、小学校の空き教室を利用しております吉野地区の一条、柿原両クラブにつきまして、令和4年度は新築に向けた設計を行います。このことによりまして、市内全ての小学校区において専用施設で放課後児童クラブの運営を行うことができるようになり、幼保連携型認定こども園とともに子育て支援施設が整うこととなります。

次に、学校教育関係では、吉野中学校の屋外運動場夜間照明、防球ネットの整備、屋内運動場大規模改修、市場中学校の屋外夜間照明等改修工事などを実施することで、教育環境の整備や児童・生徒の安全確保を図ってまいります。また、令和3年度に引き続き、電子黒板型プロジェクターの整備を行い、児童・生徒の情報リテラシーを高めていくとともに、校務用パソコン、サーバー等を更新し、教職員の環境改善、負担軽減にも取り組んでまいります。

次に、社会教育関係では、吉野笠井図書館の老朽化が進んでいることから、これからも安全、快適にご利用いただくため、屋根等の大規模改修を行います。加えて、現在、「子育てするなら阿波市」を合い言葉に、「阿波っ子が元気いっぱい笑顔でそだつまちづくり」の実現に向けまして取組を進めておりますが、子ども・子育て支援条例である阿波っ子条例を今定例会に上程し、子ども・子育て支援事業計画の取組をさらに充実させ、市内全体で取り組んでまいります。今後におきましても、市民の皆様にとって真に必要な施策を着実に実行しながら、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

次に、本市、板野町、上板町の3市町で進めております中央広域環境施設組合新ごみ処理施設建設についてでございます。

昨年12月に開催されました3市町による新ごみ処理施設整備検討会におきまして、新ごみ処理施設周辺にお住まいの皆様の安全や経済性、効率性、財政負担などを考慮し、慎重に検討した結果、施設の事業方式を公設民営方式に採用することが望ましいとしてご報告がございました。この件につきましては、明日8日に開催される中央広域環境施設組合議会において、中央広域環境施設組合管理者として公設民営方式とすることを説明、報告させていただきます。今後におきましても、周辺自治会の皆様と十分な協議を重ね、ご理解、ご協力をいただけるよう誠心誠意取り組んでまいります。

次に、順次行政報告を申し上げます。

最初に、企業立地についてでございます。

近年、本市では新たな企業の立地や事業所の増設などが活発化しており、相談件数なども増加傾向でございます。その中で、現在、土成町宮川内地区に新工場を建設中の西精工株式会社様が先月から土成工業団地内にある土成第一工場の増設工事に着工しております。この2つの工場が完成いたしますと、県内に複数ある生産拠点を本市に集約していただく計画となっております、さらなる雇用の創出に大いに期待をしているところでございます。

次に、令和3年及び令和4年の成人式についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして中止としておりました令和3年成人式につきましては、昨年末の12月30日、アエルワにおきまして、令和3年の新成人168人が出席のもと、集合写真の撮影のほか、友人や家族と自由に撮影ができる撮影場所の提供などを代替行事として実施いたしました。また、先月2日、令和4年成人式をアエルワにおきまして、新成人284人が出席のもと、厳粛に挙行いたしました。これらの行事につきましては、十分な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施をさせていただいたところでございます。

新成人の皆様方は、社会人や学生等と様々な立場で門出を迎えられたわけですが、故郷阿波市に深い郷土愛を持っていただき、自らの目標に向かって邁進されることを心からご祈念申し上げます。

次に、先月4日、5日の両日、コロナ禍における新たな駅伝として、新春恒例の徳島駅伝が2年ぶりに大会日程を短縮して開催され、参加16チームが全27区間、164.3キロメートルにわたり健脚を競いました。今年は目標としていた8位入賞にはあと一步届かなかったものの、過去最高順位となる第9位という輝かしい成績を収められ、阿波市代表の選手の皆様には勇気と感動をいただきました。監督、コーチ、力走した選手をはじめ、大会に携わった皆様方に心から敬意を表したいと存じます。

次に、先月9日、アエルワにおきまして、阿波市消防団出初め式を開催いたしました。近年、全国各地で自然災害が多発化、激甚化しており、消防団の担う役割は年々重要度を増しております。当日は、阿波市議会松村議長、笠井安之副議長のご臨席をいただき、安岡団長のリーダーシップのもと、阿波市消防団員約200名の一糸乱れぬ行動を拝見し、改めて市民の皆様方の生命と財産を守り抜く決意を新たにいたしましたところでございます。

次に、先月 21 日、大俣小学校区自主防災組織連合会設立大会、また翌週の 27 日には一条小学校区自主防災組織連合会設立大会が開催されました。このことにより、林、御所、八幡、土成、市場の各小学校区に次いで、6 番目、7 番目の設立となりました。

本市では、今後 30 年の間に高い確率で発生が危惧されている南海トラフ巨大地震を迎え撃つ体制づくりや避難所での感染症対策が喫緊の課題であると認識しているところでございます。特に地域の避難所となる小学校を中心に、自主防災組織や消防団、学校、地域が一つとなって防災・減災活動に取り組むことにより、共助である地域防災力の向上がより一層図られるものと考えております。今後におきましても、自主防災組織の育成を図りますとともに、市内全ての小学校区において連合会組織が結成できるよう、その取組を進めてまいります。

次に、先月 21 日、中央環境センターにおきまして、中央広域環境施設組合を構成する 2 市 2 町の首長をはじめ、関係者の皆様のご出席の下、一般社団法人徳島県産業資源循環協会会長岸史郎様と災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定の締結を行うとともに、ジェムカ株式会社代表取締役松村孝明様と災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定の締結を行いました。これらの協定は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に発生する膨大な災害廃棄物の処理などに迅速かつ適正に対応するための協定でございます。今後におきましても、関係機関と連携を密にし、大規模災害を想定したより具体的な訓練、協議を重ねてまいります。

次に、先月 24 日、市役所におきまして、第 2 次阿波市総合計画後期基本計画（案）につきまして、阿波市総合計画審議会会長宮川治様から答申をいただきました。答申内容といたしましては、本計画（案）にご承認をいただいた上で、本市の最重要課題である人口減少の克服に向け、本計画（案）に新たに盛り込んだ 3 つの重点テーマに戦略的に取り組むことなどについてご提言をいただいたところでございます。

次に、今月 1 日、阿波市特産品認証制度における特産品認証書の授与式を執り行いました。阿波市が誇る特産品として新たに認証させていただいたのは、有限会社石井養豚センター様の阿波美豚や阿波ノ北方農園様の大和干し柿の 2 品目で、これにより阿波市特産品の認証数は 26 品目となりました。本市ならではの新たな特産品の誕生は、全国へ本市を PR し、各種製品の販路拡大に非常に有効であると考えております。今後も引き続き、本市のふるさと納税制度における返礼品としての活用をさらに強力に進めるため、認証品の生産者の皆様と連携をしてまいります。

最後に、先月18日、総務省より、令和2年国勢調査の結果に基づきまして、過疎地域に異動がある市町村についての発表がございました。本市市場町が新たに過疎地域に指定され、本年4月1日に公示されることになりました。

人口減少の克服に向け鋭意取り組んでいる本市にとりましては、今回の決定は手放して喜べるものではございませんが、一方で有利な財源である過疎対策事業債などの支援措置を受けることが可能となります。この過疎対策事業債は、ソフト、ハード事業両面で活用することができ、借入れに係る元利償還金の70%が後年度において普通交付税に算入される有利な財源でございます。この有利な財源を最大限活用し、市場町地区の地域活性化はもとより、本市の将来を見据えた真に必要な施策に集中と選択をもって取り組み、持続可能なまちづくりを構築していく所存でございますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上、報告を申し上げまして、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

~~~~~

- 日程第 4 議案第 1号 令和3年度阿波市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 5 議案第 2号 令和3年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 3号 令和3年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 4号 令和3年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第 5号 令和4年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 9 議案第 6号 令和4年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第10 議案第 7号 令和4年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第 8号 令和4年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第 9号 令和4年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 令和4年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第11号 令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

- 日程第 15 議案第 12 号 令和 4 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 16 議案第 13 号 阿波市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 17 議案第 14 号 犬墓財産区管理会条例の制定について
- 日程第 18 議案第 15 号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 16 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 17 号 阿波っ子条例の制定について
- 日程第 21 議案第 18 号 阿波市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 19 号 吉野庄境集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 20 号 第 2 次阿波市総合計画基本構想の変更について
- 日程第 24 議案第 21 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 25 議案第 22 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 26 報告第 1 号 債権の放棄について

○議長（松村幸治君） 日程第 4、議案第 1 号令和 3 年度阿波市一般会計補正予算（第 9 号）についてから日程第 26、報告第 1 号債権の放棄についてまでの計 23 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日提案させていただいております令和 4 年第 1 回阿波市議会定例会への提出議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、予算案件 12 件、条例案件 6 件、その他案件 4 件、報告案件 1 件の計 23 件について審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第 1 号令和 3 年度阿波市一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、追加補正予算額 1 億 3,690 万円でございます。

次に、議案第 2 号令和 3 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、追加補正予算額 1 億 305 万 3,000 円でございます。

次に、議案第 3 号令和 3 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、追加補正予算額 2,131 万 3,000 円でございます。

次に、議案第 4 号令和 3 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につ

きましては、追加補正予算額250万円でございます。

次に、議案第5号令和4年度阿波市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を188億9,600万円とするものでございます。

令和4年度当初予算は、引き続き3つの柱を施策の中心に据えまして、なお一層推進するための予算編成としております。

主な事業といたしまして、1つ目の柱である安全・安心のまちづくりでは、新型コロナウイルス感染症対策として3回目の追加接種を行うためのワクチン接種対策事業費や、子育てや介護、戸籍事務、税務業務など行政手続のオンライン化を図るための行政デジタルトランスフォーメーション推進事業、また本市においても増加傾向にある認知症高齢者の徘徊による行方不明事案に対応するため、位置情報サービス機器の購入等に要する経費の一部を助成する認知症高齢者等見守り支援事業、そして市内消防団の消防力の向上を図る消防団車両整備事業や、阿波市公営住宅長寿命化計画に基づきまして、大野島団地等の改修工事を実施してまいります。

次に、2つ目の柱でございます活力あふれるまちづくりでは、人口減少問題の克服に向けまして、新たな移住・定住施策として、40歳以下の方が市内に住宅を購入した際に購入費用の一部を支援する阿波市で暮らそう住宅購入支援事業を開始いたします。加えて、本市の強みでございます子育てを中心に、SNSなど様々な情報媒体を活用した情報発信を展開し、移住・定住の促進を図ってまいります。

次に、地方創生の起爆剤となる（仮称）阿波スマートインターチェンジ設置事業につきましては、本市の基幹産業である農業の維持発展、雇用に直結する企業誘致の促進、観光基盤の形成、南海トラフ巨大地震等大規模災害に備える体制の強化を図ることなどから、引き続き早期の供用開始に向け、しっかりと取り組んでまいります。

また、市道矢松田中線改良工事や長峰大橋、伊沢谷川橋などの橋梁補修工事を進めてまいります。

次に、農業振興では、農業用機械の導入や販売促進活動に対する助成を行うほか、徳島インディゴソックスと連携し、阿波市産野菜をはじめ、様々な魅力を積極的に情報発信してまいります。

次に、企業誘致につきましては、相談窓口の設置や企業立地適地の調査など、サポート体制の充実を図るほか、本市に進出していただきました企業様に対しまして、企業立地促進助成金を交付し、今後もしっかりと支援をしてまいります。

最後に、3つ目の柱でございます子育て応援のまちづくりでは、市内全ての小学校区において、幼保連携型認定こども園の整備が一段落したところでございますが、令和4年度は、小学校の空き教室を利用して放課後児童クラブを運営しております一条、柿原両クラブの新たな整備に向けまして、取り組んでまいります。

また、学校教育施設では、吉野中学校の屋内運動場大規模改修工事や市場中学校の屋外夜間照明等改修工事、加えて小・中学校のICT機器の充実を図るため、令和3年度に引き続きまして、電子黒板型プロジェクターを整備してまいります。

次に、議案第6号令和4年度阿波市御所財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1,751万7,000円とするものでございます。

次に、議案第7号令和4年度阿波市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を44億9,898万7,000円とするものでございます。

次に、議案第8号令和4年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を5億6,898万2,000円とするものでございます。

次に、議案第9号令和4年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を176万円とするものでございます。

次に、議案第10号令和4年度阿波市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を44億7,537万6,000円とするものでございます。

次に、議案第11号令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1億4,315万3,000円とするものでございます。

次に、議案第12号令和4年度阿波市水道事業会計予算につきましては、収益的収入を6億8,421万1,000円、収益的支出を6億4,745万円とし、資本的収入を4億4,260万3,000円、資本的支出を6億2,567万6,000円とするものでございます。

次に、議案第13号阿波市森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に規定する施策に要する費用の財源に充てるため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第14号犬墓財産区管理会条例の制定につきましては、犬墓財産区を議会制度から管理会制度に移行するため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第15号阿波市住民集会施設設置条例の一部改正につきましては、建設中の吉野庄境集会所が完成するため新たに追加し、市場箸供養集会所が集会所としての用途を

終えたことから条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第16号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、民生委員推薦会委員の報酬及び費用弁償を規定することから条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第17号阿波っ子条例の制定につきましては、子育て支援のさらなる充実強化に取り組み、子どもが健やかに成長できる社会の実現に取り組むため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第18号阿波市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部改正につきましては、施設の給水区域等の一部を変更することから条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第19号吉野庄境集会所の指定管理者の指定につきましては、当該施設の完成に伴いまして、新たに指定管理者として地元管理組合を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決をお願いするものでございます。

次に、議案第20号第2次阿波市総合計画基本構想の変更につきましては、阿波市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定によりまして、基本構想の一部を変更することから議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第21号阿波市道路線の認定及び、議案第22号阿波市道路線の変更につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定によりまして、路線の認定及び変更を行いたいので提案をするものでございます。

次に、報告第1号債権の放棄につきましては、住宅課及び業務課が管理する債権につきまして、阿波市債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、市の債権を放棄しましたので、同条第3項の規定により報告を行うものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後担当部長等々から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（松村幸治君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、今議会に提出をさせていただいております議

案第1号令和3年度阿波市一般会計補正予算（第9号）について補足説明をさせていただきます。

令和3年度阿波市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,690万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億7,550万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

この補正予算（第9号）につきましては、事業の実績見込みや財源確定による基金の調整に加え、国の補正予算に伴う事業に必要な経費を計上しております。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

主な事業といたしましては、民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付事業や土木費の地方道整備事業など20事業で、繰越明許費総額といたしまして9億7,409万4,000円を計上しております。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、総務債など4件の限度額の変更でございます。補正前の限度額合計16億2,990万円から730万円減額し、補正後の限度額合計は16億2,260万円としております。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

11款1項地方交付税11億572万7,000円の追加につきましては、普通交付税の確定によるものでございます。

15款1項国庫負担金4,203万円の追加につきましては、障害者自立支援給付費負担金や障害児入所給付費等負担金の実績見込みによるものでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

16款1項県負担金5,922万4,000円につきましては、国の補正予算に伴い前

倒しする国土調査事業負担金によるものでございます。

次に、16款2項県補助金2,153万7,000円の減額につきましては、主に農山漁村未来創造事業補助金や強い農業担い手づくり総合支援交付金など、事業の実績見込みにより減額するものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

19款1項基金繰入金10億4,950万円の減額につきましては、財源の確定により財政調整基金、減債基金などの基金の取崩しを取りやめるものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費1億342万2,000円の追加につきましては、主に障害者自立支援給付費や障害児給付費の実績見込みによるものでございます。

次に、3款2項老人福祉費2,096万4,000円の減額につきましては、老人保護措置費の実績見込みや介護保険特別会計繰出金によるものでございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費3,792万1,000円の減額につきましては、児童手当や子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

6款2項農地費5,099万3,000円の追加につきましては、主に国土調査費4,615万3,000円によるものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

10款1項教育総務費2,366万8,000円の減額につきましては、主に会計年度任用職員事務局費や学校施設等整備事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、36ページ、37ページをお願いいたします。

13款2項基金費1億3,408万3,000円の追加につきましては、普通交付税で算入された令和4年度分の臨時財政対策債の前倒し交付分を全額減債基金に積み立てるものでございます。

最後に、42ページをお願いいたします。

この調書につきましては、6ページの地方債補正の変更に基づき調整をしたもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は202億6,606万8,000円でございます。

以上、議案第1号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 補足説明の途中ではございますが、暫時休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 議案第2号令和3年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

令和3年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億305万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,446万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

歳入につきましては、1款の国民健康保険税が補正額1,537万5,000円の追加で計6億6,370万1,000円に、4款県支出金が918万6,000円の減額で計32億9,011万1,000円に、8款繰越金が9,686万4,000円の追加で計1億7,170万3,000円となっており、補正額の合計は1億305万3,000円の追加で、補正後の歳入合計額は45億7,446万9,000円となっています。

歳入の主なものとしましては、1款では医療給付費、後期高齢者支援分の現年課税徴収実績見込みによる追加、4款では保険給付費の実績見込みによる普通交付金の減額、そして8款の前年度剰余金の繰越しなどによるものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款保険給付費が補正額1億255万3,000円の追加で計3億5,779万2,000円に、8款諸支出金が50万円の追加で計559万円となっ

ており、補正額の合計は歳入と同額の1億305万3,000円の追加で、補正後の歳出合計額は45億7,446万9,000円となっています。

歳出の主なものとしましては、2款では一般被保険者の療養給付費等の支払い実績見込みによる追加、そして8款の一般被保険者保険税還付償還金の実績見込みによる追加などによるものでございます。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） それでは、議案第3号令和3年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明させていただきます。

議案第3号令和3年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,131万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,664万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

このたびの補正予算の主なものにつきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、3款国庫支出金、補正額2,486万1,000円の減額で計10億8,543万4,000円となります。

次に、4款支払基金交付金、補正額499万9,000円の減額で計11億4,695万3,000円となります。

次に、5款県支出金、補正額336万3,000円の減額で計6億1,740万9,000円となります。

次に、8款繰入金、補正額1,483万1,000円の減額で計7億6,889万9,000円となります。

これらにつきましては、いずれも介護給付費の減額に伴う計上済額との差額を減額補正するものであります。

次に、9款繰越金、補正額6,582万7,000円の増額で計6,652万7,000円となります。こちらにつきましては、令和2年度介護保険特別会計の決算に伴う繰越金であります。

以上、歳入における補正額の合計は2,131万3,000円の増額で、補正後の歳入合計額は45億3,664万8,000円となります。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

歳出につきましては、1款総務費、補正額1,335万3,000円の減額で計1億3,989万7,000円となります。こちらにつきましては、実績見込みに伴うものであります。

次に、2款保険給付費、補正額1,860万円の減額で計41億6,950万円となります。こちらにつきましては、介護サービスの利用者の減少に伴うものであります。

次に、4款基金積立金、補正額4,963万8,000円の増額で計4,967万円となります。こちらにつきましては、次期第9期計画を見据え、現在の保険料基準額を維持できるように介護給付費準備基金として積立てを行うものであります。

次に、7款諸支出金、補正額354万円の増額で計1,975万3,000円となります。こちらにつきましては、令和2年度の介護保険給付費等の実績に伴う負担金の返還金であります。

以上、歳出における補正額の合計は2,131万3,000円の増額で、補正後の歳出合計額は45億3,664万8,000円となります。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 藤野水道部長。

○水道部長（藤野芳大君） 議案第4号について補足説明をさせていただきます。

議案第4号令和3年度阿波市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,855万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越しして使用することが

できる経費は、第2表繰越明許費による。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

今回の補正の概要は、農業集落排水施設の設備の故障による修繕等の費用や光熱水費の増加などに対する歳入歳出予算でございます。

6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入につきましては、5款繰入金が250万円の追加で計1億1,600万円となっており、補正後の歳入合計は1億5,855万7,000円となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款事業費が250万円の追加で計6,481万円となっており、補正後の歳出合計は1億5,855万7,000円となっております。

次に、前に戻っていただき、4ページの第2表繰越明許費をお願いいたします。

繰越明許事業といたしまして、2款事業費、1項施設管理費の一条西地区循環ポンプ更新事業など3事業、繰越明許費総額1,340万円を計上しております。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第5号及び議案第6号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第5号令和4年度阿波市一般会計予算について。

令和4年度阿波市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ188億9,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は30億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合

における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

令和4年度当初予算編成に当たりましては、持続可能なまちづくりの実現に向け、安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりを施策の中心に据え、なお一層推進するための予算編成を行いました。

令和4年度当初予算案の歳入歳出予算総額は188億9,600万円で、対前年度比7,200万円、率にして0.4%の増となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表地方債でございます。

地方債につきましては、総務債など8件で、限度額の合計は12億2,840万円としております。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに、1款市税につきましては33億4,133万5,000円で、対前年度比4,471万6,000円、率にして1.4%の増でございます。市民税につきましては、新型コロナウイルスの影響は残るものの、国の経済対策などによる法人所得の増を見込んでおり、固定資産税につきましては、新築家屋や企業誘致による増、太陽光発電施設の設備投資による償却資産の増を見込んでおります。

次に、11款地方交付税につきましては64億4,000万円で、対前年度比1億300万円の増でございます。内訳といたしましては、普通交付税を60億4,000万円、特別交付税を4億円見込んでおります。

次に、15款国庫支出金につきましては24億7,933万9,000円で、対前年度比5,484万1,000円、率にして2.2%の減でございます。主に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減少によるものでございます。

次に、16款県支出金につきましては15億5,394万4,000円で、対前年度比1,725万5,000円、率にして1.1%の減でございます。主に国土調査事業負担金の減少によるものでございます。

次に、17款財産収入につきましては6,690万9,000円で、対前年度比2,291万9,000円、率にして52.1%の増でございます。旧北二条住宅跡地の分譲に

よる財産売払収入を見込んでおります。

次に、19款繰入金につきましては18億9,396万7,000円で、対前年度比2億2,548万5,000円、率にして13.5%の増でございます。主な要因といたしましては、財政調整基金や減債基金を取り崩し、財源に充当するものでございます。

次に、22款市債につきましては12億2,840万円で、対前年度比2億290万円、率にして14.2%の減でございます。主な要因といたしましては、臨時財政対策債、辺地対策事業債などの減少によるものでございます。

次に、歳出の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

2款2項徴税費につきましては2億2,545万7,000円で、対前年度比4,119万1,000円、率にして22.4%の増でございます。主な要因といたしましては、評価替えに係る不動産鑑定や空中写真撮影の予算計上によるものでございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

2款4項選挙費につきましては2,877万4,000円で、対前年度比2,815万1,000円、率にして49.5%の減でございます。主に市議会議員選挙費、衆議院議員総選挙費の減額によるものでございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費につきましては23億8,134万6,000円で、対前年度比4,119万円、率にして1.8%の増でございます。主に障害者自立支援給付費、就労準備支援業務委託料などの増加によるものでございます。

次に、94ページ、95ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費につきましては22億3,099万2,000円で、対前年度比5,026万3,000円、率にして2.2%の減でございます。主な要因といたしましては、児童手当、児童扶養手当の減少によるものでございます。

次に、110ページ、111ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費につきましては7億9,464万3,000円で、対前年度比3億2,599万2,000円、率にして29.1%の減でございます。主な要因といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費や伊沢谷飲料水供給施設整備事業費の減額によるものでございます。

次に、118ページ、119ページをお願いいたします。

4款2項清掃費につきましては11億2,479万4,000円で、対前年度比4,893万3,000円、率にして4.5%の増でございます。主な要因といたしましては、中央広域環境施設組合負担金の増加によるものでございます。

次に、140ページ、141ページをお願いいたします。

8款2項道路橋りょう費につきましては9億8,237万4,000円で、対前年度比3億261万7,000円、率にして44.5%の増でございます。主な要因といたしましては、矢松田中線整備、橋梁補修やスマートIC整備事業費の増加によるものでございます。

次に、146ページ、147ページをお願いいたします。

8款3項河川費につきましては2,969万4,000円で、対前年度比1,789万9,000円、率にして151.8%の増でございます。主な要因といたしましては、河川のしゅんせつを道路維持費から河川費に組み替えたことによるものでございます。

続きまして、148ページ、149ページをお願いいたします。

8款4項住宅費につきましては2億584万6,000円で、対前年度比2,968万6,000円、率にして16.9%の増でございます。主な要因といたしましては、大野島団地長寿命化改善事業などによるものでございます。

次に、174ページ、175ページをお願いいたします。

10款5項社会教育費につきましては2億4,723万8,000円で、対前年度比4,140万円、率にして14.3%の減でございます。主な要因といたしましては、伊沢公民館修繕事業の減額によるものでございます。

次に、184ページ、185ページをお願いいたします。

10款6項保健体育費につきましては1億1,901万5,000円で、対前年度比8,015万1,000円、率にして40.2%の減でございます。主な要因といたしましては、市場グラウンド改修事業の減額によるものでございます。

次に、200ページ、201ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を記載しております。

最後に、202ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書で、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は190億1,032

万8,000円でございます。

以上、議案第5号についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号令和4年度阿波市御所財産区特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度阿波市の御所財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,751万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

1款財産収入につきましては、前年度と同額の301万6,000円で、土地の貸付収入でございます。

次に、2款繰越金につきましては1,450万円で、対前年度比50万円の増でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款事業費1,030万円で、山林維持管理委託料や環境林整備事業負担金などがございます。

以上、議案第6号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） それでは、議案第7号から議案第9号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第7号令和4年度阿波市国民健康保険特別会計予算について補足説明をさ

せていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

令和4年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ44億9,898万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

それでは、6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書にて主なものについての説明をさせていただきます。

こちら歳入につきましては、本年度予算額として、1款国民健康保険税が6億4,765万6,000円、4款県支出金が33億2,166万9,000円、7款繰入金が4億3,070万6,000円、8款繰越金が前年度繰越金として9,000万円、9款諸収入が延滞金等によりまして847万3,000円などとなっており、歳入合計額は44億9,898万7,000円で、前年度と比較して3,341万円の増額となっています。

1款の国民健康保険税につきましては前年度比で67万円の減、4款県支出金では保険者努力支援などの特別交付金により2,237万2,000円の追加、7款繰入金は保険税軽減分の保険基盤安定繰入金などにより905万6,000円の減となっています。

続きまして、8ページ、9ページをお願いします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款総務費が1億197万1,000円、2款保険給付費が32億8,212万1,000円、3款国民健康保険事業費納付金が10億6,188万1,000円、5款保健事業費は特定健康診査等事業費などにより4,549万3,000円、8款諸支出金は償還金、還付加算金などにより443万7,000円、9款予備費が300万円などとなっておりまして、歳出合計額は44億9,898

万7,000円で、前年度と比較して3,341万円の増額となっています。

2款の保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の増加などにより、前年度比で2,688万2,000円の追加、3款国民健康保険事業費納付金では、前年度実績算定によりまして、前年度比1,307万円の追加となっております。

それでは次に、議案第8号令和4年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

令和4年度阿波市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億6,898万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書にて主なものについての説明をさせていただきます。

歳入につきましては、本年度予算額として、1款後期高齢者医療保険料が3億7,940万6,000円、4款繰入金が1億8,402万2,000円、6款諸収入が505万4,000円などとなっており、歳入合計額は5億6,898万2,000円で、前年度と比較して3,957万4,000円の増額となっています。

1款の後期高齢者医療保険料におきましては、被保険者の増加に伴う特別徴収保険料の増により、前年度比で3,725万9,000円の追加、そして4款繰入金では、県からの保険基盤安定繰入金にて、前年度比231万5,000円の追加となっています。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、2款後期高齢者医療広域連合納付金が5億6,343万1,000円、3款諸支出金が505万1,000円などとなっており、歳出合計額は5億6,898万2,000円で、前年度と比較して3,957万4,000円の増額となっています。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等において3,957万4,000円の追加となっております。

それでは続きまして、議案第9号令和4年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予

算についての補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

令和4年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ176万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

こちらの歳入につきましては、本年度予算額として、1款県支出金が127万5,000円、2款諸収入が34万円、4款繰越金が14万5,000円となっており、歳入合計額は176万円で、前年度と比較して16万3,000円の減額となっています。

1款の県支出金にて、県補助金が15万円の減となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款貸付事業費が176万円で、歳出合計額は176万円となり、前年度と比較して16万3,000円の減額となっております。

1款の貸付事業費における償還事務費の弁護士業務委託料などにて16万3,000円の減額となっております。

以上、議案第7号から議案第9号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） それでは、議案第10号について補足説明させていただきます。

議案第10号令和4年度阿波市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ44億7,537万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

それでは、主なものにつきまして歳入歳出予算事項別明細書でご説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入の主なものにつきましては、1款介護保険料の予算額は、前年比978万6,000円の減額で8億3,797万円としております。こちらにつきましては、高齢者数の若干の減少によるものであります。

次に、3款国庫支出金の予算額は、前年比2,285万5,000円の減額で10億6,964万9,000円としております。こちらにつきましては、介護給付費及び介護予防給付費に対する国の負担金ではありますが、調整交付金が前年に対し減額するとの見込みによるものでございます。

次に、4款支払基金交付金の予算額は、前年比45万7,000円の増額で11億4,938万5,000円としております。この支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料であります。

次に、5款県支出金の予算額は、前年比23万1,000円の減額で6億1,870万9,000円としております。

次に、8款繰入金の予算額は、前年比2,198万6,000円の増額で7億9,942万8,000円としております。こちらにつきましては、介護給付費準備基金を一部取り崩し、保険給付に対し不足すると思われる額に充当するものであります。

以上、歳入合計は44億7,537万6,000円で、前年比1,032万5,000円の減額としております。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

歳出の主なものにつきましては、1款総務費の予算額、前年比981万5,000円の減額で、1億4,233万7,000円としております。こちらにつきましては、人件費及び介護保険システム改修委託料の減額に伴うものであります。

次に、2款保険給付費の予算額、前年比90万円の増額で41億7,780万円としております。こちらの保険給付費につきましては、近年の給付状況の変動を勘案し予算計上させていただいております。

次に、5款地域支援事業費の予算額、前年比139万8,000円の減額で1億4,391万5,000円としております。

以上、歳出合計は44億7,537万6,000円で、前年比1,032万5,000円の減額としております。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 藤野水道部長。

○水道部長（藤野芳大君） 議案第11号及び議案第12号について、順次補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第11号の1ページをお開きください。

議案第11号令和4年度阿波市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,315万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為についてでございます。

対象は法適用化策定支援業務委託料で、限度額は450万円でございます。

次に、第3表地方債についてでございます。

起債の目的は下水道債で、内訳の農業集落排水補助事業下水道債と公営企業会計適用債の限度額の計は1,020万円となっております。

起債の方法は証書借入れで、利率は5%以内、償還の方法につきましては、借入先の融通条件によるものでございます。

次に、6ページ、7ページからの歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

主なものについて説明をさせていただきます。

歳入につきましては、本年度予算額として、1款分担金が150万円、2款使用料及び手数料が1,549万7,000円、3款国庫支出金が570万円、5款繰入金が1億855万4,000円、8款市債が1,020万円で、歳入合計は1億4,315万3,000円となり、前年度に比べ780万4,000円の減額となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款総務費が854万1,000円、2款事業費が5,663万9,000円、3款公債費が7,747万3,000円で、歳出合計は1億4,315万3,000円となり、前年度に比べ780万4,000円の減額となっております。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

18ページ、19ページには、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を記載しております。

次に、20ページをお願いいたします。

地方債の当該年度末現在高の見込額は、表右下の3億3,060万6,000円となる見込みでございます。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

議案第12号令和4年度阿波市水道事業会計予算。

第1条、令和4年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとしております。給水戸数が1万4,160戸、年間総給水量456万5,000立方メートル、1日の平均給水量は1万2,506立方メートル、主要な建設改良事業は、基本計画に基づく事業3億8,985万円、老朽管布設替等事業7,666万円としております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおりと定めております。

初めに、収入でございますが、第1款水道事業収益を6億8,421万1,000円としております。内訳といたしまして、第1項営業収益が6億4,436万7,000円、第2項営業外収益が3,984万2,000円、第3項特別利益が2,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用を6億4,745万円としております。内訳といたしまして、第1項営業費用が6億1,022万1,000円、第2項営業外費用が3,522万8,000円、第3項特別損失が100万1,000円、第4項予備費が100万円となっております。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額について、次のとおりと定めております。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入を4億4,260万3,000円としております。内訳といたしまして、第1項出資金が1億9,480万円、第2項工事負担金が780万1,000円、第3項国庫補助金が1,000円、第4項企業債が2億4,000万円、第5項保険金が1,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出を6億2,567万6,000円としております。内訳といたしまして、第1項建設改良費が5億3,040万4,000円、第2項企業債償還金が9,427万1,000円、第3項国庫返還金が1,000円、第4項予備費が100万円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,307万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億5,113万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,193万4,000円で補填を予定しております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第5条、企業債について次のとおりと定めております。

起債の目的は上水道建設改良事業で、限度額は2億4,000万円となっております。

起債の方法は証書借入れで、利率は5%以内、償還の方法につきましては、借入先の融通条件によるものでございます。

次に、第6条、経費の流用は次のとおりと定めております。

営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用を可としております。

次に、第7条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1億129万5,000円としております。

次に、第8条、営業助成のため一般会計から受ける補助金額は1億9,993万8,000円としております。

次に、第9条、たな卸資産の購入限度額は1,775万8,000円と定めております。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第13号及び議案第14号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第13号阿波市森林環境譲与税基金条例の制定について。

阿波市森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

森林環境譲与税につきましては、令和元年度から譲与が開始されており森林整備等に活用していますが、将来の事業に備えるため、新たに条例を制定するものでございます。

主な制定内容といたしましては、第1条において、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に規定する施策に要する費用の財源に充てるため、当基金を設置するとしており、第2条以降では、積立て、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分などを規定しております。

施行日は公布の日でございます。

次に、議案第14号犬墓財産区管理会条例の制定について。

犬墓財産区管理会条例を次のように定める。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

この条例の制定につきましては、犬墓財産区の審議機関を現在の議会制度から管理会制度に移行するため、新たに条例を制定するものでございます。

主な制定内容といたしましては、財産区管理委員は6人とし、任期は4年。委員の選任に当たっては、自治会より推薦のあった者から市長が選任いたします。また、会長は委員の中から互選としております。

管理会の同意により行う事項といたしましては、財産の処分、重要な管理行為など10項目を規定しております。

施行日は令和4年4月1日でございます。

以上、議案第13号及び議案第14号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） それでは、議案第15号阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案第15号をお願いいたします。

阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について。

阿波市住民集会施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、阿波市公共施設個別管理計画に基づき建設中の吉野庄境集会所が年度内に完成するため、また市場箸供養集会所が集会所としての用途を終えたことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、第2条の表中に吉野庄境集会所の名称及び位置を追加し、市場箸供養集会所の項を削ります。

追加の施設は吉野庄境集会所、施設の位置は阿波市吉野町西条字庄境160番地1です。

施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

以上、議案第15号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） それでは、議案第16号並びに議案第17号につい

て、続けて補足説明させていただきます。

まず、議案第16号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、民生委員、児童委員の候補者として適任者を推薦する附属機関である民生委員推薦会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の非常勤職員とされております。このことから、民生委員推薦会委員への報酬及び費用弁償について規定するため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、民生委員推薦会委員の日額を6,200円とするものです。

施行日につきましては、令和4年4月1日としております。

以上、議案第16号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第17号について補足説明させていただきます。

議案第17号阿波っ子条例の制定について。

阿波っ子条例を次のように定める。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

本条例の制定につきましては、本市は、阿波市誕生後、これまで子育てするなら阿波市のキャッチフレーズのもと、子育て支援事業について積極的に取り組み、多くの事業で一定の成果を上げることができたものと考えております。こうした中、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するための条例について、制定に向けた具体的な検討を行いました。

条例の目的は、子ども・子育て支援についての基本理念を定め、子どもが大切にされること、並びに保護者、学校等、地域住民及び事業者、並びに市の責務等の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための基本的事項を明らかにすることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的としております。

条文の構成は、章立てて第1条から第17条までとし、目次、前文から始まり、第1章、総則、第1条から第3条に目的、定義、基本理念を定め、第2章、子どもが大切にさ

れること、第4条に子どもの権利を定め、第3章、大人の役割、第5条から第9条に保護者、学校等、地域住民、地域団体、事業者の役割を定め、第4章、市の責務等、第10条から第16条に計画の推進、連携体制の構築、機会等の提供、施設の充実等、安全対策、啓発、児童虐待への対応を定め、第5章、人権教育の推進、第17条に人権教育を定めるものとしております。

この理念条例を制定することにより、今後とも子どもの健全な成長が保障され、子どもの笑顔とともに大人も笑顔で満ちあふれるまちの実現を目指します。

また、子育てするなら阿波市を具現化することにより、子ども・子育て支援事業計画の取組をさらに充実を図りたいと考えております。

施行日につきましては、令和4年4月1日としております。

以上、議案第16号並びに議案第17号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 藤野水道部長。

○水道部長（藤野芳大君） 議案第18号について補足説明をさせていただきます。

議案第18号をお開きください。

議案第18号阿波市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部改正について。

阿波市飲料水供給施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、条例第2条で定めた給水区域等の表記を次のように改めるものでございます。

施行日は公布の日としております。

以上、議案第18号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 議案第19号吉野庄境集会所の指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

議案第19号をお願いいたします。

吉野庄境集会所の指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規

定により議会の議決を求める。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、当該集会所は地域密着型の施設でありますので、阿波市指定管理者制度運営ガイドラインに基づき、非公募により地域住民で組織する管理組合を指定管理者とし、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は吉野庄境集会所、指定管理者は阿波市吉野町西条字庄境159番地1、庄境集会所管理組合、会長森本隆美、指定の期間は令和4年4月1日から令和8年3月31日まで、指定管理料につきましては無料でございます。

以上、議案第19号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第20号第2次阿波市総合計画基本構想の変更について補足説明をさせていただきます。

第2次阿波市総合計画基本構想を別紙のとおり変更することについて、阿波市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

主な変更内容といたしましては、基本構想の計画期間を平成29年度から令和8年度までの10年間から令和6年度までの8年間に変更いたします。

次に、人口の見通しにつきましては、阿波市人口ビジョンの令和元年度改定に伴う変更及び目標年度を令和8年度から令和6年度に変更いたします。

次に、計画の体系及び政策目標ごとの方針につきましては、施策名を農業の振興と森林の保全から農業の振興に、情報化の推進から情報化・デジタル化の推進にそれぞれ変更するものでございます。

以上、議案第20号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議案第21号及び議案第22号について、順次補足説明をさせていただきます。

議案第21号阿波市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり阿波市道路線の認定について議決を求める。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

路線の認定につきましては、旧北二条住宅跡地宅地造成工事及び新設道路改良工事により、新たに市道として管理を行う路線を認定するものでございます。

認定する路線は、土成町土成の南原15号線、吉野町柿原の小笠7号線の計2路線となっております。

次に、議案第22号の補足説明をさせていただきます。

議案第22号阿波市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり阿波市道路線の変更について議決を求める。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

路線の変更につきましては、市場町の善入寺島内市道において、吉野川市との協議に伴う路線延長の変更、また市場町市場の市道において、起終点地番の変更に伴い路線の変更を行うものでございます。

変更する路線は、市場町の善入寺島南部東西1号線、同じく市場町の上野段東西8号線の計2路線となっております。

以上、議案第21号及び議案第22号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、報告第1号債権の放棄について、建設部所管部分の補足説明をさせていただきます。

報告第1号債権の放棄について。

阿波市債権管理条例第17条第1項の規定により、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年2月7日提出、阿波市長。

建設部住宅課から、市営住宅の家賃債権について報告させていただきます。

今回報告させていただく債権放棄の理由としまして、条例第17条第1項第1号該当については、既に市営住宅から退去しているもので、当該債権につき消滅時効5年が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあるため、また第7号該当については、当該債権につき消滅時効5年が完成し、債務者が生活保護法の規定による保護を受け、またはこ

れに準じる状態にあり、かつ資力の回復が困難で、当該債権について履行の見込みがないと認められるため、以上の各号理由に該当すると判断し放棄するものでございます。

住宅家賃、住宅共益費合計で債務者数は46人、放棄した債権の金額は284万3,400円でございます。

なお、債権の放棄については、令和4年1月13日に開催した債権処理審査委員会において、放棄の理由等を慎重に審議していただいております。今後におきましても市営住宅の家賃徴収については、債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づき、債権の適正な管理、迅速な回収に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、報告第1号の債権放棄について、建設部住宅課関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤野水道部長。

○水道部長（藤野芳大君） 報告第1号債権の放棄についての水道部業務課所管部分について補足説明をさせていただきます。

業務課からは、水道使用料の債権について報告させていただきます。

債権の放棄の理由として、条例第17条第1項第4号該当につきましては、破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項、その他の法令の規定により、債務者が該当債権につき、その責任を免れたための理由により放棄するものでございます。

債務者は1人、金額は1,022円でございます。

なお、債権の放棄につきましては、令和4年1月13日に開催した債権処理審査委員会において、放棄の理由等を慎重に審議していただいているところでございます。今後とも水道使用料につきましても、債権管理マニュアル等に沿って迅速な回収に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、報告第1号の水道部所管部分についての補足説明とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 以上で補足説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、2月17日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会をいたします。

午後0時16分 散会